

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
がとる翌
日の翌)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関の指定
土地配分計画の作成
解除予定の保安林にする旨の通知
土地の用途廃止
- 〃
- 昭和二十八年二月鳥取県告示第五十三号の一部改正
- ◇ 教委規則 鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則
- ◇ 地勞委告示 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閏歴等
- ◇ 公 告 昭和四十五年二級建築士試験の実施
- ◇ 正 誤 鳥取県税条例の一部を改正する条例中訂正

告 示

鳥取県告示第三百四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十五年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日
門脇内科医院	倉吉市山根 五八六	内科、胃腸科、循環器科、呼吸器科、放射線科	門脇義人	昭和四十五年 四月十五日
潮 診 療 所	西伯郡会見町 三崎三七	産婦人科、内科、外科、小児科	潮 美史	昭和四十五年 四月二十一日
上田歯科医院	鳥取市西町 一丁目四五四	歯科	上田 務	昭和四十五年 四月二十五日
仲齒科医院	東伯郡大栄町 由良宿	〃	仲 洋典	昭和四十五年 四月二十一日

鳥取県告示第三百五号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所在地			団	体	摘	要
		郡市	町村	大字				
土地	岩伏	西伯	中山	殿河内	一	一九五	用途 道路	
"	"	"	"	高橋				
"	"	"	"	松河原	一	一七五	"	
"	"	"	"	高田				
"	"	"	"	加茂	一	四八七	"	
"	"	"	"	豊房				
"	"	"	"	若桜	一	三四、四六六	"	
"	"	"	"	八頭				
"	"	"	"	若桜	一	二二七	"	
"	"	"	"	諸鹿				
"	"	"	"	原				

鳥取県告示第三百六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市富海字柿ノ木谷一三九、字野田山一四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（図面は省略）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年四月二十四日から用途廃止した。

昭和四十五年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡用瀬町大字用瀬字中筋川端	四九〇ノ一番地先から 四八六ノ一番地先まで	一四七・三三	道路敷
"	四八一ノ一番地先	五二・六八	"

鳥取県告示第三百八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年四月二十四日から用途廃止した。

昭和四十五年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市桂見字村土居	七六三番地先から 七六二ノ二番地先まで	七〇・七一	道路敷

鳥取県告示第三百九号

昭和二十八年二月鳥取県告示第五十三号(港湾区域の設定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十五年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

田後港の項港湾区域の欄を次のように改める。

岩美町大字浦富西松根島島頂(標高三十九メートル)を中心とする半径八百メートルの円内の海面

教育委員会規則

鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年四月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則

(鳥取県立図書館規程の一部改正)

第一条 鳥取県立図書館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「係に」を「係及び分館にそれぞれ」に改める。

第五条の二第六号を次のように改める。

六 主任 上司の命を受け、その係又は分館に属する事務に従事する。

(鳥取県立科学博物館規程の一部改正)

第二条 鳥取県立科学博物館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「主幹を」の下に「、係に主任を」を加える。

第四条の二に次の一号を加える。

五 主任 上司の命を受け、その係に属する事務に従事する。

別表第二号中「主事」を「主任・主事」に改める。

(鳥取県教育研究所規程の一部改正)

第三条 鳥取県教育研究所規程(昭和三十一年二月鳥取県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「主幹を」の下に「、係に主任を」を加える。

第四条の三に次の一号を加える。

五 主任 上司の命を受け、その係に属する事務に従事する。

別表第二号中「主事」を「主任・主事」に改める。

(鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第四条 鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十一年四月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「係、企画広報室及び経理室に主任」を「経理室に経理室主任又は主任を、係及び企画広報室に主任」に改める。

第七条第十号を次のように改める。

十 経理室主任 室長をたすけて、その室に属する事務に従事し、室長に事故がある場合は、その職務を代行する。

第七条に次の一号を加える。

十一 主任 上司の命を受け、その係又は室に属する事務に従事する。

第十四条第七項を次のように改める。

7 主任は、上司の命を受け、その係に属する事務に従事する。
附則

この規則は、昭和四十五年五月一日から施行する。

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条
第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、関
歴等を次のとおり告示する。
昭和四十五年四月二十八日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子 夫

氏名	生年月日	住 所	職 業	電話番号	経験及び関歴	委嘱年月日
下田三子夫	明三、四、三	鳥取市西町四丁目一五	弁護士 税理士 鳥取県地方労働委員会委員	宅 (鳥取) 三一六六	鳥取県地方労働委員会委員 広島地方裁判所三次支部検事	昭三、二、七
椋 貞男	明四、五、三	鳥取市寿町二五五	鳥取県地方労働委員会委員	宅 (鳥取) 三一三三 (鳥取) 三一三六	鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県人事委員会委員 鳥取県出納長 日本赤十字社鳥取県支部事務局長	昭五、一、三
四宮 守正	明六、二、一	鳥取市金沢一三三	日本海新聞社論説委員長	社 (鳥取) 三一三三 (吉岡) 一二七	鳥取県立鳥取農業高等学校校長	昭四、四、三
田中 蓬篤	大二、一、七	鳥取市苅浦四五五	鳥取大学教授	大学 (鳥取) 六一〇三三 (鳥取) 三一三九〇	鳥取県地方労働委員会委員 国鉄労働組合米子地方本部執行委員	昭四、四、三
谷口 富雄	大三、三、七	鳥取市浜坂一六一〇	鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会事務局次長 鳥取県地方労働委員会委員	地評 (鳥取) 三一三九	鳥取県地方労働委員会委員	昭四、三、三
黒田 仙二	大三、三、二	倉吉市米田町一七七	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長 中国電力労働組合鳥取地方協議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	社 (鳥取) 三一三二 (倉吉) 二一四〇 (倉吉) 二一四二	鳥取県地方労働委員会委員 中国電力労働組合倉吉支部委員長	昭四、九、六
北尾 才智	大五、三、三	西伯郡西伯町字原四九〇	鳥取県労働組合総評議会事務局長 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部特別執行委員 鳥取県地方労働委員会委員	組合 (鳥取) 三一五九〇 (鳥取) 三一三九	鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会事務局長 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長	昭五、三、六

徳沢 義夫 大二三二二 鳥取市古海一八

鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会議長

地評 (鳥取) 三一三〇二 (鳥取) 三一〇七九

鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県議会議員

昭五、三、二六

清水 英雄 明六、三三三 鳥取市弥生町三八〇

大同木材工業株式会社取締役副社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員

社 (鳥取) 三一三九二 (鳥取) 三一三〇三

あつせん員候補者(昭三、九一三二) 鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県地方木材株式会社参事、総務部長

大五、三、二四

鈴木 実 大九、八二二 鳥取市玄好町一〇四

鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員

協会 (鳥取) 三一八四四 (鳥取) 三一〇〇三

鳥取県地方労働委員会委員 日本海新聞社取締役、論説委員 員長

昭三、三、二六

松浦 武儀 明三、一〇一六 鳥取市二階町三丁目二一八

鳥取家具工業株式会社取締役社長

社 (鳥取) 三一三三六 (鳥取) 三一四〇六

あつせん員候補者(昭三、九一三二) 鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県立第一中学校教諭

昭四、三、一八

鈴木 敬直 大八、一八八 鳥取市立川町一丁目三四の一

鳥取商工会議所専務理事

所 (鳥取) 三一四〇七 (鳥取) 三一三六三

鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県経営者協会専務理事

昭三、七、一八

北岡 義尊 大五、二二六 倉吉市仲之町七六一

北岡病院院長 鳥取県地方労働委員会委員

院 (倉吉) 二一三二六 (倉吉) 二一九〇九

鳥取県地方労働委員会委員

昭四、三、一八

小谷 照雄 明四、二二二 倉吉市仲之町七四六

勝入寺住職 美作女子大学講師

宅 (倉吉) 二一三四四

鳥取県立倉吉東高等学校教諭

昭四、三、二七

磯江 末夫 大二、六二三 東伯郡羽合町田後三四八の二

鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会事務局次長 羽合町議会議員 国鉄動力車労働組合米子地方本部特別執行委員 鳥取県地方労働委員会委員

地評 (倉吉) 二一三三三

鳥取県地方労働委員会委員 国鉄動力車労働組合上井支部委員長

昭五、一、三三

橋本 正 大四、一〇一三 倉吉市福山九六

全国金属労働組合神鋼機器工業支部執行委員長

社 (倉吉) 二一三二二

あつせん員候補者(昭元、二〇一三) 鳥取県地方労働委員会委員 伯耆振興工業労働組合執行委員長

昭四、三、二七

井上 武二	大二、六二五	倉吉市駄経寺二四五	全日本労働組合総同盟鳥取地方同盟 中部地区同盟議長 興和紡績労働組合倉吉支部支部長 全国繊維産業労働組合同盟山陰支部 常任委員会副議長	組合 (倉吉)	二一六〇	昭三七、三、三六
由谷 武之	大六、七、三	倉吉市余戸谷町二九九一の一	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	社 (倉吉)	二一五二	昭三七、三、三六
米田 光好	明四、二、一〇	倉吉市鴨河内一〇二二	神鋼機器工業株式会社総務部長	社 (倉吉)	二一五二	昭三七、三、三六
上原 隼三	明三、八、九	米子市西町一六	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	宅 (米子)	二一四七	昭三六、三、八
尾平 正義	明三、二、一〇	日野郡日野町福長九〇四	鳥取県地方労働委員会委員	宅 (黒坂 農集)	三三三	昭四〇、八、三六
大坪 蔵六	大二、二、三六	米子市富益町六九六	大坪医院院長	院 (米子)	八八〇八	昭四四、三、二七
宇田 輝正	明四〇、二、三六	米子市博労町四丁目一六四	鳥取県労働相談員	宅 (米子)	二一九四	昭四一、四、二二
小倉 勇	昭三三、七、五	米子市陰田町六〇五	鳥取県労働組合総評議会西部地区評 議会事務局長 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車 支部特別執行委員 鳥取県地方労働委員会委員	地評 (米子)	三三四二	昭四四、三、三六
中森 義人	大五、八、二	米子市浦津二七九	国鉄労働組合米子地方本部書記長 鳥取県労働組合総評議会副議長	地本 (米子)	二一九七	昭四一、〇、三三
石田 登	大四、四、一	米子市皆生一六八四の二	鳥取県労働組合総評議会西部地区評 議会副議長 博愛病院従業員組合執行委員長	院 (米子)	二一三三	昭四四、三、二七
松田 正雄	明三六、三、一〇	米子市紺屋町二七	米子瓦斯株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	社 (米子)	二一三七	昭三三、三、二六
				宅 (米子)	二一三九	

小林 繁 大五、七二四 米子市久米町四五

米子機工株式会社取締役社長
株式会社米子鉄工所専務取締役
鳥取県地方労働委員会委員

社 (米子) 九一〇三二
社 (米子) 九一〇六二
宅 (米子) 二一三四五

鳥取県地方労働委員会委員

昭四〇、一、二四

安部三代治 明三、一〇、一 米子市久米町三二

山陰石油株式会社取締役
鳥取県経営者協会顧問

社 (米子) 二一三七七
宅 (米子) 二一七五五

鳥取県地方労働委員会委員
鳥取県経営者協会副会長

昭三七、九、二七

永川 重幸 明四、一、二二 米子市旗ヶ崎一〇二九の三

電気商事株式会社代表取締役

社 (米子) 三一四四九

鳥取県地方労働委員会委員
米子市議會議員

昭三七、三、二六

本間 知之 大四、七、三二 鳥取市西町四丁目二一〇

鳥取県地方労働委員会事務局長

事務所 (鳥取) 三一六八四
宅 (鳥取) 三一八〇九

鳥取県大阪事務所次長

昭四〇、四、二四

沢田 吾郎 大六、六、三〇 鳥取市吉方温泉二丁目二一四

鳥取県地方労働委員会事務局次長

事務所 (鳥取) 三一六八四
宅 (鳥取) 三一六九四

鳥取県企画室参事

昭四四、一〇、三三

谷口 俊男 大三、二、二九 鳥取市雲山五五

鳥取県地方労働委員会事務局審査課長

事務所 (鳥取) 三一六八四

鳥取県地方労働委員会事務局審査課課長補佐

昭四〇、七、二六

横山 秀晴 大三、六、三〇 鳥取市卯垣一五一

鳥取県地方労働委員会事務局調整課長

事務所 (鳥取) 三一六八四
宅 (鳥取) 三一〇〇六

鳥取県地方労働委員会事務局調整課課長補佐

昭四〇、一、三三

公 告

建築士法 (昭和25年法律第202号) 第13条の規定により、昭和45年二級建築士試験を次のとおり実施する。

昭和45年4月28日

鳥取県知事 石 敏 二 朗

- 1 試験期日 昭和45年7月25日 (土) 及び26日 (日)
- 2 試験場所 鳥取市東町2丁目 鳥取県立鳥取西高等学校
- 3 受験申込期間 昭和45年5月15日 (金) から5月25日 (月) まで
- 4 試験科目
 - (1) 建築設計製図
 - (2) 建築計画
 - (3) 建築構造
 - (4) 建築施工
 - (5) 建築法規

5 その他

詳細については鳥取県土木建築課、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に問い合わせること。

正 誤

鳥取県税条例の一部を改正する条例（昭和四十五年四月鳥取県条例第三十四号）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正

八 上

延滞金額	$(1) \times 0.073 \times (2) =$ 円
(4)	$(1) \times 0.146 \times (3) =$ 円

延滞金額	$(1) \times \frac{0.073}{365} \times (2) =$ 円
(4)	$(1) \times \frac{0.146}{365} \times (3) =$ 円

九 上

延滞金額	$(1) \times 0.073 \times (2) =$ 円
(4)	$(1) \times 0.146 \times (3) =$ 円

延滞金額	$(1) \times \frac{0.073}{365} \times (2) =$ 円
(4)	$(1) \times \frac{0.146}{365} \times (3) =$ 円

八 下

延滞金額	$(1) \times 0.073 \times (2) =$ 円
(4)	$(1) \times 0.146 \times (3) =$ 円

延滞金額	$(1) \times \frac{0.073}{365} \times (2) =$ 円
(4)	$(1) \times \frac{0.146}{365} \times (3) =$ 円

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】